

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域サブサハラアフリカ地域の社会開発課題解決に向けた科学・技術・イノベーション活用促進のための調査研究

案件番号：19a00595

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年10月30日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年10月30日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域サブサハラアフリカ地域の社会開発課題解決に向けた科学・技術・イノベーション活用促進のための調査研究
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年12月～2021年3月

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 松崎晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019 年 11 月 6 日 12 時
- (2) 提出先・場所：上記 4. 窓口
注 1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして
います。

- (3) 回答方法：2019年11月11日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年11月15日 12時

- (2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

該当無し

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

該当無し

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XOF1 =0.18015 円
- b) GHS1 =20.0023 円
- c) MZN1 =1.76166 円
- d) TZS1 =0.04707 円
- e) US\$ 1 =107.99 円
- f) EUR 1 =118.169 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参

照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - (a) 業務主任者／オープンイノベーション(格付：3号)
 - (b) プラットフォーム構築支援(格付：3号)

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 10.58 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年11月22日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による

有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 科学・技術・イノベーションに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／オープンイノベーション

➤ プラットフォーム構築支援

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／オープンイノベーション）】

a) 類似業務経験の分野：オープンイノベーションに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：サブサハラアフリカ地域／全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 プラットフォーム構築支援】

a) 類似業務経験の分野：バーチャルプラットフォーム構築に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：サブサハラアフリカ地域／全途上国

c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／オープンイノベーション	(34)
ア) 類似業務の経験	13
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3
ウ) 語学力	6
エ) 業務主任者等としての経験	7
オ) その他学位、資格等	5
(2) 業務従事者の経験・能力： プラットフォーム構築支援	(16)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3

第3 特記仕様書案

1. 業務の背景

(1) 総論

アフリカにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げる「Leave No One Behind」を標榜しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）の野心的で幅広いゴールを達成するには、科学（サイエンス）と技術（テクノロジー）の力を活かしてイノベーションを起こし、非伝統的に社会変革をもたらす必要がある。アフリカ諸国の直面する開発課題を解決するには、従来の地道な取り組みで底上げを図ることも引き続き重要であることに疑いの余地は無いが、従来の取組では解決できなかった課題にこそSTI（Science, Technology and Innovation）を活用し、より包括的かつ持続的な開発を達成することが期待されている。こうした背景を受けて、第7回アフリカ開発会議（以下「TICAD7」と呼ぶ）に向けて、2018年よりJICA内にSTIタスクフォースが立ち上がった。TICAD7では「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで。」がテーマになり、今後のフォローとしてSTIの促進が求められている。

STIは、「Business As Usual」から飛躍する「リープフロッグ（かえる跳び）」型解決策のほか、「誰一人取り残さないための包摂性の高い取り組み（アクセス向上、コストダウンなど）、グッドプラクティス（開発効果が高い好事例）のスケールアップ（拡大）、スプレッドアウト（拡張）を可能にする。また、開発途上国が自らの努力でSTIを利活用した開発に取り組んでいくためには、人材育成などその基礎となる能力強化やインフラストラクチャーを含む既存システムの改善なども必要不可欠である。

上記を実現させるため、JICAは過去の協力に関する知見を活用しつつ、科学技術とアフリカの社会課題・ニーズをマッチングさせ、これまでのやり方にとらわれない発想で社会課題の解決に取り組むことを目指している。具体的には、国際機関・二国間ドナー、日本政府、地方自治体、学術機関、国内外金融機関、国内外民間企業、NPO・NGO等、様々なアクターとの継続的な意見交換や既存の連携先及び共創プラットフォームとの連携を通じODA以外の出口も見据え、幅広い関係者との協業・共創により課題解決を図るような取り組みを進める必要がある。

上記背景を踏まえ、「アフリカにおける破壊的なデジタル技術にかかるオープンイノベーション情報収集・確認調査」（2019年2月～2019年11月実施、以下「第1回調査」と呼ぶ）をケニア、ルワンダ、ウガンダ、ナイジェリアで実施、各国で日本、各国の企業、投資家、公的機関等様々なアクターと議論、ブレインストーミング、ワークショップを通じての協業・共創による案件形成（以下「オープンイノベーション」と呼ぶ）を試行、そこから生まれたアイデアの実現にむけて、プロトタイプ（試作品）の実証実験を行っている。第1回調査の結果やTICAD7での議論結果を踏まえ、JICA（アフリカ部）内に「STI for TICADオープンイノベーション・プラットフォーム」（仮称）を設置する予定である。同プラットフォームでは、STIを利活用した開発課題の解決がより多く創出されることを促進するため、開発途上国が抱える社会課題（ニーズ）と日本国内関係者が有する知見・経験・技術（シーズ）を繋ぐ仲介機能（カタリスト）となることを企図している。

本調査研究では第1回調査の結果を踏まえ、同プラットフォームの試行を行い、国内外における他のステークホルダー、ベンチャーキャピタルを含む金融機関とも連携し、国内外を繋ぐうえでの連携体制構築を促進する。また、同プラットフォームと連携することで国内外を繋ぐプラットフォームの機能促進を図る。

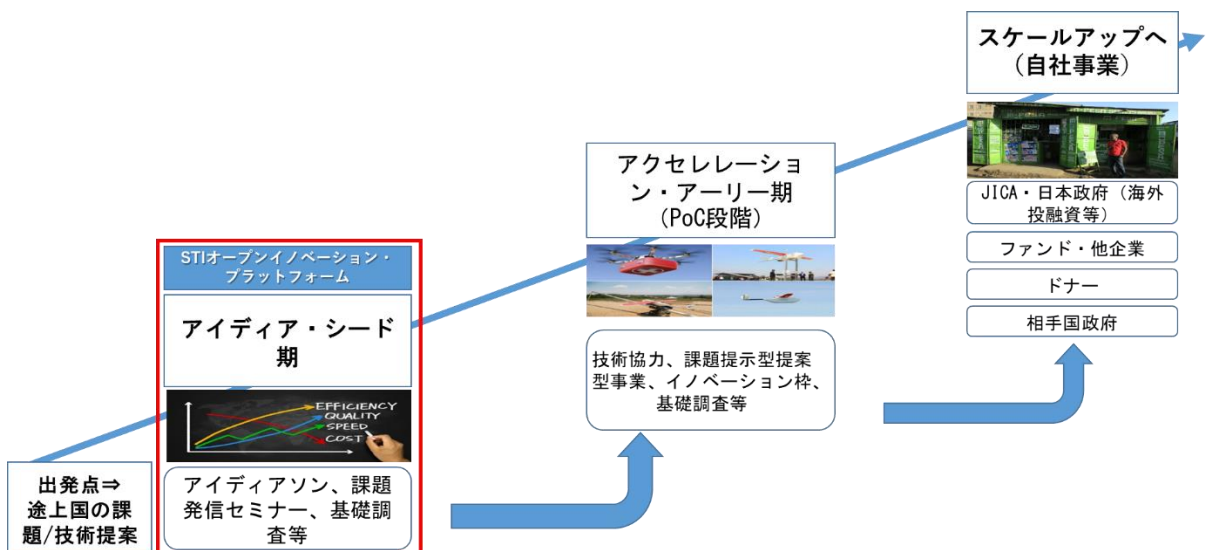
また、第1回調査の結果を踏まえ、オープンイノベーション手法を積極的に採用し

つつ、JICAがアフリカ域内で実施している関連技術協力プロジェクトや技術専門家等と協力しながら具体的な開発課題の解決を試行する。

加えて、第1回調査がカバーしていない西部アフリカ及び南部アフリカ諸国を主な対象に、技術協力プロジェクトの課題解決を念頭に、オープンイノベーション手法を主に採用しつつ、周辺課題をも含めて課題解決を検討する。

(2) 各論

以下イメージ図のとおり、これまでTICAD-STIタスクフォースや、第1回調査の対象4か国（ナイジェリア、ケニア、ウガンダ、ルワンダ）における、アイデアソン（アイデアのピッチ大会）を通じて抽出されている数件の優良事案について、アイデア・シード期からアクセレレーション・アーリー期への移行を、実証実験（Proof of Concept（以下、「PoC」と呼ぶ））を通して支援するとともに、資金調達を含むアイデアの社会実装への橋渡しを支援する段階にきている。



(3) 新規調査対象国における我が国及び JICA の援助方針における位置付け（協力プログラムを含む）

<セネガル>

「対セネガル国別開発協力方針」（2014年策定）では、（1）持続的経済成長の後押し、（2）基礎的社会サービスの向上を重点分野とし、都市部を中心とした経済成長の基盤整備や、保健・衛生分野の環境改善などを優先課題としている。具体的には、電力や水の安定供給を目指したインフラ整備への協力、母子保健や保健システムの強化を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成支援などに取り組んでいる。本事業は、これら既存協力が対象としている分野において、マネジメント体制や各種システムの効率化に繋がる解決策の提案及び実証実験が行われるものであり、相乗効果の発現と協力促進に資するものである。

<ガーナ>

対ガーナ共和国JICA国別分析ペーパー（2019年4月）において、「インフラ開発」、「農業を含む産業基盤強化」、「保健」、「人材基盤強化」を重点開発課題と位置付けている。いずれの分野においても課題解決のためのデジタル技術、イノベーション及び民間連携ニーズは高い。

<ベナン>

対ベナン国別開発協力方針の重点分野「産業振興」の枠で、農水産分野の支援が位置づけられており、技プロ「内水面養殖普及プロジェクト2 (PROVAC2)」を実施中である。ベナン政府は政府行動計画 (PAG) で、内水面養殖の年間生産量を2021年までに20,000トンまで引き上げるという目標を掲げる中、右プロジェクトではその約半分にあたる9,000トンのカバーすることを目標として、養殖家の育成や養殖技術・給餌の検証を行なっている。その一環として、養殖場の新規開拓地の特定のためのドローン活用、養殖家自身が給餌管理をするためのアプリ開発を計画している。このように、デジタル技術の活用をもって協力方針に沿ったプロジェクト成果発現を企図している。

また、ベナン政府は教育システム改革への支援に関心を持っている。これは、自国産業振興のため、従来の文系人材育成偏重から理工系人材育成に大きく舵を切るにあたり、職業訓練分野を含む産業人材育成に注力するものである。現時点で当該分野の支援は農水産分野やインフラ分野でのプロジェクトや研修事業を通じて支援してきているものの、今後はより一層、職業訓練/産業人材育成にフォーカスしていくことを想定している。しかしながら、従来型であるセンター建設と技プロを組み合わせる支援の形は資金面・人材面の問題から現実的ではないことから、オープンイノベーションによる解決についても取り組みのオプションとして想定している。ベナン政府も政府行動計画 (PAG) に掲げる45の優先プロジェクトの中で、①ガバナンス改善に資するスマートガバメントの実現 (教育省含む) ②教育・職業技術教育のデジタル技術活用の普及 の2プロジェクトを掲げており重点的に取り組んでいるところである。

<タンザニア>

「対タンザニア国別開発協力方針」(2018年策定)では、包括的で持続可能な経済成長と貧困削減に向けた経済・社会開発の促進を基本方針とし、食料安全保障及び農村経済の維持を図るための農業支援、工業化に向けた産業開発、運輸交通及び電力・エネルギー等のインフラ整備、行政サービスの改善、これを支える公共財政管理の強化に取り組んでいる。本事業は、これら既存協力が対象とする分野において、マネジメント体制や各種システムの効率化に繋がる解決策の提案及び実証実験を行うものであり、相乗効果の発現と協力促進に資するものである。

<モザンビーク>

「対モザンビーク国別開発協力方針」(現在改訂中)では、持続可能な経済成長及び社会開発の推進を基本方針とし、地域経済活性化の観点から小農支援、産業振興、電力・経済インフラを課題としている。また、社会開発の観点から、保健改善、教育・人材育成を課題としている。本事業は、これら既存協力が対象としている分野において、各種システムの効率化に繋がる解決策の提案及び実証実験が行われるものであり、相乗効果の発現と協力促進に資するものである。

(4) 新規調査対象国における他援助機関の対応

<セネガル>

1) 仏 AFD は西アフリカ (セネガル含む) の「アフリカイノベーションプログラム (2016年~2019年)」(170百万ユーロの供与)を通じ、インキュベーターのパイロット事業への技術・資金支援及びインキュベーター間の情報共有のためのオンライ

ンプラットフォームの立ち上げを促進している。

2) USAID、WHO、ITU、ノバルティス財団及びベルギー開発庁は2015～2017年にかけて、保健省による「デジタルヘルス戦略計画2018-2023」の策定を支援している。

3) 世銀及び仏 AFD は、JICA とともに国家医療保障庁による「医療保障統合管理情報システム (SIGICMU)」の開発を支援している。

4) USAID、UNICEF：2016年より保健省による「保健情報システム (DHIS2)」の全保健医療施設への導入を支援。USAIDは保健省による「人材情報管理システム (iRHIS)」の導入を支援している。

5) 世銀はセネガル政府と共同出資により、STI 研究促進のためのコンソーシアム型の先端研究センターである CEA-METIC を設立。様々な大学と MOU を締結する予定であり、大学間連携による STI 研究促進、教員交換、交換留学等を行う。

6) アフリカ開発銀行及び KOICA は、セネガルバーチャル大学に対してセネガル国内の各拠点に PC 等を配備した教室を設置し、オンライン授業の配信を行っている (学生登録数 2 万 9 千、常勤教員 21 名、登録教員 300 人以上)。

7) UNESCO は AU による STI 分野を強化させる会合などに対し、資金面及び技術面で支援を実施しており、2018年に、AUはセネガルの高等教育・研究・イノベーション省と協力して、第一回「Salon de l'innovation dans le secteur de l'éducation en Afrique (アフリカの教育におけるイノベーション会合)」を開催している。

<ガーナ>

デジタル技術、電子化は各セクターでの優先課題となっていることから、米国や欧州、国際機関系援助機関が各事業で対応している。民間セクターワーキンググループに参加している USAID、EU、北欧諸国は特に企業支援を通じたイノベーション促進に取り組んでいる。

<ベナン>

ベナン政府は、コトヌ近郊のセメシティと呼ばれる地区を西アフリカにおけるデジタルハブとして機能させる計画を有している。世銀は2018年にローンチされたチャレンジファンドにより観光分野のスタートアップへの支援を表明。UNICEFはアプリを使った患者情報の管理や保険情報の配布を計画している。内水面養殖の分野では、オランダ政府が餌の管理に特化したアプリ開発を支援している。

<タンザニア>

1) 世界食糧計画 (World Food Programme : WFP) が SDGs ゴール 2 (飢餓・栄養) 及びゴール 17 (パートナーシップ) 達成に貢献するため、2018年より WFP Innovation Hub を立ち上げ、国際機関、NGO、スタートアップ企業を含む民間企業によるイノベーションの促進を図っている。同 Hub では、WFP の持つ現場のロジスティクスや IT 等の専門性を提供しつつ、地場スタートアップ企業の支援やイノベーションブートキャンプの開催、パイロットプロジェクトの実施等を行っている。

2) 独 GIZ は、都市交通分野において、MIT (マサチューセッツ工科大学) と共同し、これまでにない手法での取組として、衛星からデータを含むビックデータを活用した都市交通計画策定手法の開発を行う案件を実施中。

<モザンビーク>

1) 国際農業開発基金（IFAD）はモザンビーク国家農業普及プログラム（PRONEA）支援プロジェクト（PSP）において、「PlanWise」というアンドロイド向けアプリケーションを用いて、主に作物の病虫害に係る情報提供を実施した。また、「SMEA（*Sistema de Monitoria e Extensão Agrária*/農業普及及びモニタリング用システム）」を用いた事業運営を行った。

2) ブラジル国際協力庁（ABC）はナカラ回廊農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト（ProSAVANA-PEM）において、「SIRADE（*Sistema de Recolha e Análise de Dados em Extensão*/普及データ収集及び分析システム）」と呼ばれるプラットフォームを用いて、事業内の活動等にかかる情報のデータベース化を進めている。

3) 米国の非政府組織 NCBA CLUSA は、モザンビークで通信サービスを展開する VODACOM 社との連携で専用の回線（*84321#または*321#）を設けて、農業従事者への各種情報を提供している。

4) WSP（Water Sanitation Program）では水分野情報システム（SINAS）を用い、水資源管理・開発及び都市及び村落における給水・衛生情報管理を進めている。

5) 2011年に教育開発省が策定した Education Technology Plan（PTE）では、

（1）教師の教育的マネジメント（2）学校管理（3）教師と生徒の双方の学習ツールの3点を重点としたICTの活用を目指し、子供への教材、学校・教員管理、教員教育としてのICT、また通信教育におけるeラーニングのプラットフォーム整備を進めている。

6) Health Sector Strategic Plan（PESS 2014-2019）において ICT を活用した保健情報管理強化について計画され、中央と州保健局を繋ぐTV会議システムが導入された。

2. 業務の目的

本調査研究では、第1回調査の結果を踏まえ、サブサハラ・アフリカ地域において、STI推進にかかるプログラムを実施、運営していくために、対象国とJICA内外での実施体制の整備を含む準備・検討を行うことを目的とする。同調査研究内で、パイロットプロジェクトとして、「STI for TICAD オープンイノベーションプラットフォーム（仮称）」を運営して蓄積される知見も踏まえた提言をとりまとめる。

また、STIのうち特に破壊的なデジタル技術の新規対象国での適用可能性を調査するとともに、当該技術を用い、機構以外の本邦およびアフリカの民間企業、政府、各種団体、学術機関等の持つ技術やアイデアをオープンイノベーションにより取り入れることで、アフリカ開発の課題解決を図る方法を検討し、プラットフォームに知見を集約させることを目的とする。

3. 業務対象地域

(1) 現地作業 :

- 1) 新規対象国：セネガル、ベナン、ガーナ、タンザニア、モザンビーク
- 2) 第1回調査の対象国：ナイジェリア、ケニア、ウガンダ、ルワンダ

(2) 国内作業 : 日本

4. 業務の範囲

受注者は、「7. 成果品等」を念頭に、「5. 調査研究における留意事項」に配慮しつつ、「6. 調査研究業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査研究方法及び調査研究報告書の作成に当たっては、発注者と協議しつつ、取り進めるものとする。

5. 調査研究における留意事項

5-1. JICA内タスクフォースとの協働

本研究では、同分野に関連する取り組みを実施しているJICAの部署や同分野の支援の経験・知見を有する国際協力専門員からなるタスクフォースである、TICAD-STIタスクフォースと協働して進める。タスクフォースの構成は次の通り。

- ・ アフリカ部（主担当）
- ・ 経済基盤開発部（情報通信）
- ・ 産業開発・公共政策部（イノベーション、産業政策）
- ・ 民間連携事業部（投融資等）
- ・ 関係在外事務所

本業務において、受注者は、タスクフォース会合を通じて現地調査地やその方法、各種成果品案に対する助言を得ること。

5-2. 既存の調査報告書等の最大限の活用

既存の調査報告書等による情報を最大限に活かす。

- ・ 「アフリカにおける破壊的なデジタル技術にかかるオープンイノベーション情報収集・確認調査」（2019年2月～2019年11月実施）
- ・ プロジェクト研究「開発途上国における情報通信技術の適用のあり方に関する調査」（2015年10月）
- ・ 「持続可能な開発目標の達成に資する情報通信技術利活用事例に関する情報収集・確認調査業務」（2018年2月）
- ・ 「途上国での農業金融におけるFinTechの活用に関する調査（基礎情報収集・確認調査）」（2019年4月）

5-3. 各国ごとの調査内容概要

(1) 「STI for TICAD オープンイノベーション・プラットフォーム」を以下のとおり第1回調査の対象国をパイロットプロジェクトとして運営し、蓄積された知見も踏まえた提言をとりまとめる。

1) 事務局・情報発信：第1回調査結果を踏まえた上での情報の取り纏め及び発信、現地企業、JICA在外事務所、JICA現地関係者（ABEイニシアティブ研修生、帰国研修生、専門家、協力隊員）、現地JICAカウンターパート機関、国際機関在外事務所、現地の学術機関、ベンチャーキャピタル、テックハブ等（以下、これらを称して「現地関係者」と呼ぶ。）、日本企業、学術機関、ベンチャーキャピタル、NPO、国際機関、公的機関（以下、これらを称して「JICAの日本側関係者」と呼ぶ）との連携促進

2) アイデア形成：オープンイノベーションの実施

PoCの実施支援：第1回調査結果を踏まえたPoCの実施支援、及び上記オープンイノベーションを踏まえた上でのPoCの実施支援

(2) 新規調査対象各国において、以下の社会課題を、周辺課題とともに調査を行い、具体化したうえで、適切な課題設定を行う。そのうえで、オープンイノベーションを通じた課題解決策の抽出と提案、および必要なPoCの実施支援を行う。実証実験

結果を踏まえて、事業として実施可能な状態まで検証する。加えて、当該課題解決法抽出作業を通じて、現地関係者及びJICAの日本側関係者との連携策を併せて検討する。さらに、（アフリカ域外を含む）他の国で既にビジネスとして成立している技術/企業等があれば、抽出される解決方法の展開的適用可能性も、可能な限り検討する。

1) セネガル

① 電力/送配電網の維持管理の効率化等

② 保健システムの効率化：母子手帳の電子化、医療保険システム及び診療報酬請求審査システムの自動化等

2) ガーナ

① 交通需要管理、計画策定の効率化：データ分析、渋滞予測等

② 公共サービス支払いの効率化：特に地方配電におけるベンダー支払管理システム、モニタリング等

③ 保健システムの効率化：母子手帳の電子化可能性。簡易な形での電子化提案、実施可能企業、電子化した場合のメリット、既存の病院レベルでの電子カルテシステムとの連動可能性調査

3) ベナン

① 養殖関連技術の効率化、低コスト化等

② E-Government：教育等の公共サービスのデジタル化、手続きの透明化

4) タンザニア

① 灌漑農業の効率化：衛星による調査/モニタリング/データ収集の効率化等

② 農村部の金融包摂：AIによる信用スコアの付与等

③ 農業の効率化：バリューチェーン、市場情報へのアクセスの効率化等

④ 歳入庁職員研修の効率化：研修の質と量（広大な国土での地理的カバレッジ）を担保する遠隔教育手法等育等

5) モザンビーク

① 初等教育の効率化：教育の質、教員の質を担保する遠隔教育等

② 保健システムの効率化：レファラルシステム、遠隔医療/診察等

③ 農業の効率化：バリューチェーン、市場情報へのアクセスの効率化等

④ 公共サービス支払いの効率化：遠隔支払い、モニタリング等

5-4. 「STI for TICADオープンイノベーション・プラットフォーム（仮称）」の試運営

(1) アフリカ地域のSTIの活用に係る現地の課題とリソースの特定、及び現地と日本企業／学術機関を結ぶ方策の検討

1) JICA 現地関係者から現地のニーズを取りまとめてプラットフォームに蓄積することに加え、JICAの日本側関係者に対し、現地機関の紹介、関連スキーム／リソースの紹介等のためのTV会議などを実施する。

2) 第1回調査や、実施を予定している「アフリカ地域起業家支援基金に関する情報収集・確認調査」や「北アフリカの開発課題解決に向けたデジタル技術活用に係る情報収集・確認調査」等と連携し、プラットフォームからの情報提供とプラットフォームへの情報の蓄積を行う。

3) 現地関係者、及びJICAの日本側関係者からのヒアリングを基に当調査研究の対象セクター以外も含めた、アフリカのSTIにおける重点国の検討や、かかる国での今後の事業の検討を行う。

4) 事業化の実現に向け、調査結果を外部に発信するとともに、企業等からのフィードバックを取りまとめる。それらを外部に発信するためのオンライン上での情報サイトを構築し、上記情報及びプラットフォームへの外部アクセスを改善する。

(2) オープンイノベーションの実施と事業化支援

1) オープンイノベーションの実施（テーマ設定～PoCの改良まで）：第1回の調査対象国で得られた、オープンイノベーションの実施方法に係る知見を反映した形で、オープンイノベーションのテーマの設定からPoCの改善までを、現地関係者、及びJICAの日本側関係者と協力し実施する。得られた知見を、オープンイノベーション実施方法に反映させる。

2) PoCの実施支援：PoC企画の実施支援（改良の支援、PoCの実施支援と評価や、投資家や政府関係者等々を呼んだ成果発表）を実施する。また、上記オープンイノベーションプログラム、または外部、各国在外事務所からのPoCの実施支援提案を検討し、具体的なPoCの実施支援計画を策定する。得られた知見はオープンイノベーション実施方法に反映させる。

3) 国内、在外で社会開発課題と解決策のノウハウをプラットフォーム化させる動きがあるため、上記1)及び2)を実施していくうえで、プラットフォームとの連携やネットワークキングの必要性と可能性を検討する。

6. 調査研究業務の内容

(1) 第1次国内作業（2019年12月下旬～2020年1月下旬）

1) キックオフ会合

受注者は、業務指示書に基づき、本調査研究における調査体制・方法・スケジュール案をタスクフォース会合にて提示し、コメントを得ること。

2) 情報収集・整理

① 調査対象各国における、開発課題の解決に資すると考えられる各種デジタル技術活用に係る現状、及び調査対象セクターに関する基礎的な情報の収集、これらを踏まえた具体的調査計画の立案。また、STI分野の取り組みに関する国内、国際的な動向や他ドナー（世界銀行、GIZ、アフリカ開発銀行等）の動向その他の情報収集を行い、STI推進に係る実績・課題・教訓等をアフリカ部、及び機構内に共有する。

② 第1回調査及び関連調査等を通じ特定された業務対象地域の課題とJICA現地関係者等の情報を、ネットや国内の情報と併せてデータとして外部に共有するために、各種課題の情報等を整理・更新・共有できるオンライン上の情報サイトを検討する。

③ 5-3. (2)に記載の分野、及び第1回調査の対象分野について、アフリカを含む新興国・途上国のイノベーションの動向（スタートアップ企業、サービス・プロダクト等）について情報収集を行い、データとして整理する。

④ 5-1.に記載のタスクフォース関係者、及びJICA現地関係者と協議、ヒアリングを行い、上記のデータを整理のうえ、現地調査の方針を検討する。

⑤ 第1回調査結果をもとに、JICAの日本側関係者を特定し、要すれば関連プラットフォーム等と連携のうえ、オープンイノベーション（含PoCアイデアの公募や選定）支援を行う。

⑥ オープンイノベーションの結果のフォローを行う。具体的には、事業化に向けて必要な情報収集（国際機関や研究機関等における当該分野の主要な研究実績・論文等の確認・情報整理、当該分野で連携可能性のある企業やNGO等の情報収集、必要に

応じて意見交換)、現地関係者の特定とヒアリング、企画案の改善等を実施する。

3) インセプションレポート(IC/R)の作成

受注者は、上記1)及び2)の作業を踏まえて、現地調査における調査計画(案)及び調査対象国側関係機関並びに他ドナー機関等に対する質問票(案)(英文)を含む、IC/R案を取りまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合で発表する。タスクフォース関係者から得たコメントを基に改訂のうえ、IC/Rとして最終化する。

(2) 第1次現地作業(2020年1月下旬~3月下旬)

1) 現地調査の実施:新規対象国

受注者はIC/Rで最終化した現地調査枠組みをもとに、新規対象5カ国での現地調査を実施する。事務所、タスクフォース関係者および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) PoCの実施支援:第1回調査の対象国

2019年度第一次国内作業の結果乃至は第1回調査の結果から、第1回調査対象国でPoCの実施を検討している企業の現地調査支援(現地関係者との調整、面談等)を行う。

(3) 第2次国内作業(2020年4月上旬~4月下旬)

1) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果及び2020年度第2次現地調査計画(案)をとりまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合で発表し、タスクフォース関係者はこれに対してコメントをする。受注者はこの結果を踏まえて、現地調査結果を作成する。

2) JICAの日本側関係者との連携検討、オープンイノベーションの実施検討:関東(東京)及び長岡乃至は北九州

受注者は関東(東京)及び高専イノベーションプラットフォーム(https://www.jica.go.jp/press/2019/20191007_41.html)とオープンイノベーションを実施する。タスクフォース関係者および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

3) オープンイノベーションの結果検討

受注者はオープンイノベーションの結果を特定された具体的な開発課題や課題の周辺情報を取りまとめ、JICAの日本側関係者とともに検討のうえ、PoC等フォローの方策を民間事業化の観点から検討する。

(4) 第2次現地作業(2020年5月上旬~2020年6月下旬)

1) 現地調査の実施:新規対象国

受注者は上記のとおり最終化した現地調査計画をもとに、新規対象5カ国での現地調査を実施する。事務所、TICAD-STIタスクフォース及び国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) PoCの実施支援:第1回調査対象国

現地関係者の取り纏め、意見交換、連携の可能性を検討する。

3) 日本で行ったオープンイノベーションからのアイデア、ビジネスの検討会やプロトタイプのデモを実施する。

4) 有望なアイデアの実現方法を検討する。特に民間事業として実施可能になるよう、ベンチャーキャピタル等、ファイナンサーの視点から事業の精査、PoCの実施支援方法等を検討する。

(5) 第3次国内作業（2020年7月上旬～2020年7月下旬）

1) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果をとりまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合で発表し、タスクフォース関係者はこれに対してコメントをする。受注者はこの結果を踏まえて、現地調査結果をプラットフォームの情報にデータとして取り込む。

2) PoCの実施支援：第1回調査対象国

PoCの実施準備支援、及びプロトタイプの改良支援を行う。

3) インテリムレポート(IT/R)の作成

受注者は2019年度の調査研究結果及び2020年度調査計画(案)をIT/R案として取りまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合で発表する。タスクフォースメンバーから得たコメントを基に改訂のうえ、IT/Rとして最終化する。

(6) 第3次現地作業（2020年8月上旬～9月下旬）

1) 現地調査の実施：新規対象国

受注者はIT/Rで最終化した現地調査枠組みをもとに、新規対象5カ国での現地調査を実施する。事務所、タスクフォース関係者および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) 2020年度第1次現地作業で実施したPoCの改良等の支援を行う(オープンイノベーションの実施などを含む)。

(7) 第4次国内作業（2020年10月上旬～11月上旬）

1) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果及び2020年度第3次現地調査計画(案)をとりまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合や有識者会合等で発表し、タスクフォースメンバーはこれに対してコメントをする。受注者はこの結果を踏まえて、現地調査結果をプラットフォームの情報にデータとして取り込む。

2) PoCの事業実施支援：ビジネスモデル、プロトタイプの改良、民間事業として実施可能になるようJICAの日本側関係者との調整、連携支援等を行う。

(8) 第4次現地作業（2020年11月中旬～2021年1月中旬）

1) 現地調査の実施：新規対象国

受注者は上記のとおり最終化した現地調査計画をもとに、新規対象5カ国での現地調査を実施する。事務所、タスクフォース関係者および国際協力専門員も必要に応じてこれに同行する。

2) PoCの実施支援：第1回調査対象国

PoCにかかる現地関係者の取り纏めと連携の可能性検討。特に民間事業として実施可能になるよう、ベンチャーキャピタル等、ファイナンサーの視点から事業の評価を行う。

3) PoCの実施支援：ビジネスモデルのブラッシュアップ、デモの実施を行う。

(9) 第5次国内作業（2021年1月中旬～2021年2月下旬）

1) 現地調査結果のとりまとめ

受注者は現地調査結果をとりまとめ、JICA在外事務所を含むタスクフォース会合で発表し、タスクフォースメンバーはこれに対してコメントをする。受注者はこの結果を踏まえて、現地調査結果をプラットフォームの情報にデータとして取り込む。

2) プラットフォームの連携と引継ぎ

関連するプラットフォームとの連携、情報共有を検討し、オンラインのプラットフォームの最終調整を行い、プラットフォームの運営者であるJICAの該当部門に引き継ぐ。

3) ドラフトファイナルレポート (DF/R) の作成及び発表

受注者はこれまでの調査研究結果をDF/Rとして取りまとめる。受注者はDF/Rの内容をセミナー等で広く発表し、現地関係者、JICAの日本側関係者と共有する。併せて有識者と事業化の検討を行う。

4) ファイナルレポート (F/R) の作成

受注者は3)の結果を踏まえて、F/Rを最終化する。

7. 成果品等

(1) 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

また、①～③は簡易製本 (ホチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

No.	レポート名	提出時期	部数
①	インセプションレポート (日・英) (簡易製本)	2020年1月下旬	和文：4部 英文：9部 CD-R1部
②	インテリムレポート (日・英) (簡易製本)	2020年7月下旬	和文：4部 英文：9部 CD-R1部
③	ドラフトファイナルレポート (日・英) (簡易製本)	2021年1月中旬	和文：4部 英文：9部 CD-R1部
④	ファイナルレポート (日・英)	2021年3月中旬	和文：4部 英文：9部 CD-R2部

(2) 調査業務報告書

毎月の調査業務報告書

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で調査終了後機構に提出する。

- 1) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
- 2) 提出時期：最終成果品提出時
- 3) 部 数：1部

(4) 報告書作成についての留意事項

- 1) 各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものについては必ず出典を明記する。価格、費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単語、記号等の統一性と整合性を保つこと。
- 2) 作成に当たっては、その表現振りに充分注意を払うこと。
- 3) 作成にあたっては、ドラフトの段階で機構と十分な協議を行うこと。
- 4) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 5) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 6) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。
- 7) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 8) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと
- 9) ファイナルレポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

第4 業務実施上の条件

1. 調査の行程

調査の工程は、2019年12月下旬より開始し、2021年3月下旬の終了を目途とする。

2. 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切なコンサルタント専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 業務主任者／オープンイノベーション1(3号)
- (2) プラットフォーム構築支援(3号)
- (3) デジタル技術利活用1
- (4) デジタル技術利活用2
- (5) オープンイノベーション2

M/Mの合計は25M/Mを目途とする。

3. 参考資料

配布資料として、本業務に関する以下資料を本紙とともに配布します。

・「アフリカにおける破壊的なデジタル技術にかかるオープンイノベーション情報収集・確認調査」のインテリムレポート

4. その他特記すべき事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上